

受託契約準則（株式会社堂島取引所）新旧対照表

令和 6 年 8 月 13 日
下線部は変更箇所を示す

変 更	現 行
<p>(受託契約準則への準拠及び遵守)</p> <p>第 1 条 株式会社堂島取引所（以下「<u>当社</u>」という。）の開設する商品市場における取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第 2 条第10項の商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けること（以下「受託」という。）及び商品市場における取引の委託の取次ぎを受けることに関する契約は、この受託契約準則（以下「準則」という。）の定めるところによる。</p> <p>2 委託者及び法第190条第 1 項に基づき、主務大臣の許可を受けて商品市場における取引を受託する<u>当社</u>の取引参加者（以下「受託取引参加者」という。）又は法第190条第 1 項に基づき主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける者（以下「取次者」という。）は、この準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託を処理するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>当社</u>の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第167条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と、法第174条第 1 項に基づきクリアリング機構の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。なお、非清算参加者である受託取引参加者の<u>当社</u>の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、クリアリング機構と、当該受託取引参加者が商品清算取引の委託先とする者として指定</p>	<p>(受託契約準則への準拠及び遵守)</p> <p>第 1 条 株式会社堂島取引所（以下「<u>本所</u>」という。）の開設する商品市場における取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第 2 条第10項の商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けること（以下「受託」という。）及び商品市場における取引の委託の取次ぎを受けることに関する契約は、この受託契約準則（以下「準則」という。）の定めるところによる。</p> <p>2 委託者及び法第190条第 1 項に基づき、主務大臣の許可を受けて商品市場における取引を受託する<u>本所</u>の取引参加者（以下「受託取引参加者」という。）又は法第190条第 1 項に基づき主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける者（以下「取次者」という。）は、この準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託を処理するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>本所</u>の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第167条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と、法第174条第 1 項に基づきクリアリング機構の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。なお、非清算参加者である受託取引参加者の<u>本所</u>の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、クリアリング機構と、当該受託取引参加者が商品清算取引の委託先とする者として指定し</p>

変 更	現 行
<p>した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「約定値段等」とは、法第2条第3項第1号に掲げる取引（以下「現物先物取引」という。）<u>及び同項第2号に掲げる取引</u>にあっては、取引が成立した呼値当たりの約定値段を、<u>同項第3号に掲げる取引（以下「指数先物取引」という。）</u>にあっては、約定数値をいう。</p> <p>(2) 「取引単位の倍率」とは、<u>現物先物取引及び現金決済先物取引にあっては、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値を、指数先物取引にあっては、取引単位当たりの数値を約定数値で除した数値を</u>いう。</p> <p>(3) 「総取引金額」とは、「約定値段等」に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額をいう。</p> <p>(4) 「値洗損益金通算額」とは、決済の終了していない個別の取引に係る「約定値段等」と計算日の最終約定値段等（業務方法書（クリアリング機構が定める商品取引債務引受業に関する業務方法書をいう。以下同じ。）に定める帳入値段又は帳入数値をいう。以下同じ。）との差額に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額から第11条の2の規定に基づき払い出し、又は振り替えた額を差し引いた額をいう。</p> <p>(5)～(26) (略)</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成成分又は上場商品指数対象品の種類</u></p>	<p>た清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「約定値段」とは、法第2条第3項第1号に掲げる取引（以下「現物先物取引」という。）<u>又は同項第2号に掲げる取引（以下「現金決済先物取引」という。）</u>が成立した呼値当たりの約定値段をいう。</p> <p>(2) 「取引単位の倍率」とは、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値をいう。</p> <p>(3) 「総取引金額」とは、「約定値段」に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額をいう。</p> <p>(4) 「値洗損益金通算額」とは、決済の終了していない個別の取引に係る「約定値段」と計算日の最終約定値段（業務方法書（クリアリング機構が定める商品取引債務引受業に関する業務方法書をいう。以下同じ。）に定める帳入値段をいう。以下同じ。）との差額に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額から第11条の2の規定に基づき払い出し、又は振り替えた額を差し引いた額をいう。</p> <p>(5)～(26) (略)</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場商品構成成分の種類</p>

変 更	現 行
<p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 取引を行う日時及び値段又は数値</p> <p>(9) 前各号のほか、<u>受託取引参加者が定める事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(特定同意等による一任取引の特例)</p> <p>第6条の3 受託取引参加者は、法第2条第25項に規定する特定委託者（法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次項において同じ。）及び法第2条第26項に規定する特定当業者（法第197条の8第2項において準用する法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の9第2項において準用する法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、第6条第1項各号に掲げる事項（第8号にあっては、<u>値段又は数値</u>を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第8号に掲げる事項（<u>値段又は数値</u>に限る。）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次項において「特定同意」という。）の範囲内で受託取引参加者が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引を受託することができる。</p> <p>2 受託取引参加者は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項（第8号にあっては、<u>値段又は数値</u>を除く。）並びに第6号又は第8号に掲げる事項（第8号にあっては、<u>値段又は数値</u>に限る。）の一方について同意（第8号にあっては、特定同意を含む。）を得た上で、他方については受託取引参</p>	<p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 取引を行う日時及び値段</p> <p>(9) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定同意等による一任取引の特例)</p> <p>第6条の3 受託取引参加者は、法第2条第25項に規定する特定委託者（法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次項において同じ。）及び法第2条第26項に規定する特定当業者（法第197条の8第2項において準用する法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の9第2項において準用する法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、第6条第1項各号に掲げる事項（第8号にあっては、<u>値段</u>を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第8号に掲げる事項（<u>値段</u>に限る。）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次項において「特定同意」という。）の範囲内で受託取引参加者が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引を受託することができる。</p> <p>2 受託取引参加者は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項（第8号にあっては、<u>値段</u>を除く。）並びに第6号又は第8号に掲げる事項（第8号にあっては、<u>値段</u>に限る。）の一方について同意（第8号にあっては、特定同意を含む。）を得た上で、他方については受託取引参加者が定めることが</p>

変 更	現 行
<p>加者が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引を受託することができる。</p> <p>(取引証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受託取引参加者は、売付けの場合であって、その建玉(当社の商品市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。)に係る倉荷証券(当社の商品市場において受渡しができる当該商品の保管を証するものをいう。)を取引証拠金として差し入れた委託者にあつては、第11条第2項に定める取引証拠金の全部又は一部の差入れ又は預託を受けないことができる。</p> <p>(有価証券等の充用)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の充用有価証券等は、譲渡又は換金のための必要な手続を完了したものでなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託取引参加者は、受託した取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、受託した現物先物取引で当月限に係るものについて、指示日(大豆及び小豆にあつては当月限納会日の属す</p>	<p>できることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引を受託することができる。</p> <p>(取引証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受託取引参加者は、売付けの場合であって、その建玉(本所の商品市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。)に係る倉荷証券(本所の商品市場において受渡しができる当該商品の保管を証するものをいう。)を取引証拠金として差し入れた委託者にあつては、第11条第2項に定める取引証拠金の全部又は一部の差入れ又は預託を受けないことができる。</p> <p>(有価証券等の充用)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の充用有価証券等は、譲渡又は換金のための必要な手続きを完了したものでなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託取引参加者は、受託した取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、受託した取引で当月限に係るものについて、指示日(大豆及び小豆にあつては当月限納会日の属する月の14</p>

変 更	現 行
<p>る月の14日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、とうもろこし及び粗糖にあっては当月限納会日の属する月の前月末日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託取引参加者が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにはその指示がないとき又はその指示が受託取引参加者が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託取引参加者は、当該取引を転売により処分するときは業務規程第33条第3項に定める下位の制限値段で、買戻しにより処分するときは同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</p>	<p>日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、とうもろこし及び粗糖にあっては当月限納会日の属する月の前月末日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託取引参加者が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにはその指示がないとき又はその指示が受託取引参加者が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託取引参加者は、当該取引を転売により処分するときは業務規程第33条第3項に定める下位の制限値段で、買戻しにより処分するときは同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</p>
<p><u>5 受託取引参加者は、委託を受けた米穀指数取引で当月限に係るものについて、転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われな</u> <u>いときは、最終決済数値（業務規程第162条に規定する最終決済数値をいう。）をもって、当該取引を委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>6</u> （略）</p> <p>（大豆及び小豆の受渡しによる決済）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 受託取引参加者は、受託した大豆及び小豆の取引で受渡しにより決済するものについて、<u>当社</u>における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額並びに精算書（適格請求書（消費税法第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下この項及び第9項において同じ。）から受方情報の記載を省略したものとする。第8項及び第9項において同じ。）を、買方である委託者に対しては<u>当社</u></p>	<p><u>5</u> （略）</p> <p>（大豆及び小豆の受渡しによる決済）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 受託取引参加者は、受託した大豆及び小豆の取引で受渡しにより決済するものについて、<u>本所</u>における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額並びに精算書（適格請求書（消費税法第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下この項及び第9項において同じ。）から受方情報の記載を省略したものとする。第8項及び第9項において同じ。）を、買方である委託者に対しては<u>本所</u></p>

変 更	現 行
<p>から受領した倉荷証券及び適格請求書を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が2人以上であり<u>当社</u>から受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。</p>	<p>から受領した倉荷証券及び適格請求書を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が2人以上であり<u>本所</u>から受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。</p>
<p>6～10 (略)</p>	<p>6～10 (略)</p>
<p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済)</p>	<p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済)</p>
<p>第16条の2 (略)</p>	<p>第16条の2 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 受託取引参加者は、受託したとうもろこし又は粗糖の取引で受渡しにより決済するものについて、<u>当社</u>における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては<u>当社</u>から受領した受渡書類を交付しなければならない。</p>	<p>6 受託取引参加者は、受託したとうもろこし又は粗糖の取引で受渡しにより決済するものについて、<u>本所</u>における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては<u>本所</u>から受領した受渡書類を交付しなければならない。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>(差入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)</p>	<p>(差入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)</p>
<p>第18条 受託取引参加者が、委託者から差入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の<u>当社</u>及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。</p>	<p>第18条 受託取引参加者が、委託者から差入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の<u>本所</u>及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。</p>
<p>2 受託取引参加者は、委託者から受託して行う<u>当社</u>及び他の商品取引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第12条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等その他の物を担保として留保する。</p>	<p>2 受託取引参加者は、委託者から受託して行う<u>本所</u>及び他の商品取引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第12条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等その他の物を担保として留保する。</p>
<p>3～7 (略)</p>	<p>3～7 (略)</p>

変 更	現 行
<p>(取引成立の通知)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場商品構成品又は上場商品指数対象品の種類</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 成立した取引の約定値段等(仕切りの場合にあっては、既に成立していた約定値段等を含む。)</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 決済が終了していない取引の内訳等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 上場商品構成品又は上場商品指数対象品の種類</p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>ト 約定値段等</p> <p>チ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 業務規程に基づき、受託した取引について、<u>当社</u>が市場管理上必要である</p>	<p>(取引成立の通知)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場商品構成品</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 成立した取引の約定値段(仕切りの場合にあっては、既に成立していた約定値段を含む。)</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 決済が終了していない取引の内訳等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 上場商品構成品</p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>ト 約定値段</p> <p>チ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 業務規程に基づき、受託した取引について、<u>本所</u>が市場管理上必要である</p>

変 更	現 行
<p>と認める措置が講ぜられた場合</p> <p>(上場商品等の廃止又は休止における措置等)</p> <p>第24条の3 受託取引参加者は、受託した取引について<u>当社</u>が上場商品、<u>上場商品指数</u>、<u>上場商品構成品</u>、<u>上場商品指数対象品</u>、<u>現物先物取引における標準品</u>、<u>限日現金決済先物取引の取引の対象若しくは指数先物取引における取引の対象の全部又は一部の廃止若しくは休止を行うこと</u>、<u>取引の種類の全部又は一部の廃止若しくは変更を行うこと</u>又は取引の期限の変更を行うこととなり、<u>当社</u>が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の立会終了時における全建玉（これらの日が当月限納会日又は<u>当月限取引最終日</u>に当たる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、帳入値段等によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p> <p>(取引の制限等)</p> <p>第26条 受託取引参加者が受託した取引について、名義の如何にかかわらず、委託者の建玉（2以上の受託取引参加者又は取次者（この条において外国商品取引業者を含む。）へ委託し、又は委託の取次ぎを委託した場合はその合計）が<u>当社</u>の定める建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えていると<u>当社</u>が認めた場合には、業務規程に基づく<u>当社</u>の指示により、受託取引参加者は、当該限度を超える建玉を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>2 受託取引参加者が受託した取引について、当該取引が<u>当社</u>の商品市場又は<u>当社</u>以外の商品取引所に係る商品市場において単独で又は他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨</p>	<p>と認める措置が講ぜられた場合</p> <p>(上場商品等の廃止又は休止における措置等)</p> <p>第24条の3 受託取引参加者は、受託した取引について<u>本所</u>が上場商品、上場商品構成品、現物先物取引における標準品若しくは限日現金決済先物取引の取引の対象の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、<u>本所</u>が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の立会終了時における全建玉（これらの日が当月限納会日に当たる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、帳入値段等によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p> <p>(取引の制限等)</p> <p>第26条 受託取引参加者が受託した取引について、名義の如何にかかわらず、委託者の建玉（2以上の受託取引参加者又は取次者（この条において外国商品取引業者を含む。）へ委託し、又は委託の取次ぎを委託した場合はその合計）が<u>本所</u>の定める建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えていると<u>本所</u>が認めた場合には、業務規程に基づく<u>本所</u>の指示により、受託取引参加者は、当該限度を超える建玉を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>2 受託取引参加者が受託した取引について、当該取引が<u>本所</u>の商品市場又は<u>本所</u>以外の商品取引所に係る商品市場において単独で又は他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨</p>

変 更	現 行
<p>げるおそれがあると<u>当社</u>が認めた場合には、受託取引参加者は、業務規程に基づく<u>当社</u>の指示により、当該委託者に係る新規取引の受託を制限し、又は当該受託した取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。</p> <p>3 受託取引参加者が受託した取引について、<u>当社</u>が公正な取引を確保するために業務規程に基づき当該取引の委託者に対して説明を求め又は資料の提出を求めたときにおいて、当該委託者がこれを拒んだ場合には、受託取引参加者は、業務規程に基づく<u>当社</u>の指示により、当該委託者に係る新規取引の受託を制限し、又は当該受託した取引の全部若しくは一部を当該委託者の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(建玉の移管)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当した場合は、業務方法書に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は<u>当社</u>が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ移管することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項第1号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、当該取次者及び移管先の受託取引参加者を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、当該受託取引参加者となった者を</p>	<p>げるおそれがあると<u>本所</u>が認めた場合には、受託取引参加者は、業務規程に基づく<u>本所</u>の指示により、当該委託者に係る新規取引の受託を制限し、又は当該受託した取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。</p> <p>3 受託取引参加者が受託した取引について、<u>本所</u>が公正な取引を確保するために業務規程に基づき当該取引の委託者に対して説明を求め又は資料の提出を求めたときにおいて、当該委託者がこれを拒んだ場合には、受託取引参加者は、業務規程に基づく<u>本所</u>の指示により、当該委託者に係る新規取引の受託を制限し、又は当該受託した取引の全部若しくは一部を当該委託者の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(建玉の移管)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当した場合は、業務方法書に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は<u>本所</u>が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ移管することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項第1号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、当該取次者及び移管先の受託取引参加者を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、当該受託取引参加者となった者を</p>

変 更	現 行
<p>代理人として、その他<u>当社</u>が必要と認める場合にはその認めた者を代理人としてクリアリング機構に預託したものとしてみなす。</p> <p>7 この条の規定により建玉の移管が行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他<u>当社</u>又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先の受託取引参加者、<u>当社</u>又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることはできない。</p> <p>8 (略)</p> <p>(委託者の建玉の移管に係る特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該受託取引参加者が指定する他の受託取引参加者に、当該受託取引参加者と当該他の受託取引参加者との間で合意した<u>値段又は数値</u>にて当該委託者の建玉の移管を行い、かつ、当該他の受託取引参加者が転売又は買戻しにより移管された建玉を決済すること</p> <p>2 受託取引参加者は、前項の処理を行う場合には、あらかじめ他の受託取引参加者(当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者)の承諾を受けたうえで、<u>当社</u>の承認を得るものとする。</p> <p>(苦情及び仲介の申出)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 委託者は、受託取引参加者が行う商品市場における取引の受託に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、<u>当社</u>が定める紛争処理規程の定めにより、<u>当社</u>にその仲介を申し出ることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>代理人として、その他<u>本所</u>が必要と認める場合にはその認めた者を代理人としてクリアリング機構に預託したものとしてみなす。</p> <p>7 この条の規定により建玉の移管が行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他<u>本所</u>又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先の受託取引参加者、<u>本所</u>又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることはできない。</p> <p>8 (略)</p> <p>(委託者の建玉の移管に係る特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該受託取引参加者が指定する他の受託取引参加者に、当該受託取引参加者と当該他の受託取引参加者との間で合意した<u>値段</u>にて当該委託者の建玉の移管を行い、かつ、当該他の受託取引参加者が転売又は買戻しにより移管された建玉を決済すること</p> <p>2 受託取引参加者は、前項の処理を行う場合には、あらかじめ他の受託取引参加者(当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者)の承諾を受けたうえで、<u>本所</u>の承認を得るものとする。</p> <p>(苦情及び仲介の申出)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 委託者は、受託取引参加者が行う商品市場における取引の受託に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、<u>本所</u>が定める紛争処理規程の定めにより、<u>本所</u>にその仲介を申し出ることができる。</p> <p>3 (略)</p>

変 更	現 行
<p>(取次者に対する市場管理に係る通知等)</p> <p>第35条 受託取引参加者は、<u>当社</u>からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。</p> <p>(取次者の遵守事項等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 取次者は、取次委託者に対して<u>当社</u>の諸規則等の遵守を義務づけることとし、<u>当社</u>から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料を受託取引参加者を通じて提出すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 取次者は、次の各号に該当する場合であって<u>当社</u>が当該取次者（以下「移管元取次者」という。）の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者（以下この条において「移管先受託取引参加者等」という。）へ移管することとなったときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 第6項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他<u>当社</u>又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、<u>当社</u>又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることができない。</p>	<p>(取次者に対する市場管理に係る通知等)</p> <p>第35条 受託取引参加者は、<u>本所</u>からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。</p> <p>(取次者の遵守事項等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 取次者は、取次委託者に対して<u>本所</u>の諸規則等の遵守を義務づけることとし、<u>本所</u>から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料を受託取引参加者を通じて提出すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 取次者は、次の各号に該当する場合であって<u>本所</u>が当該取次者（以下「移管元取次者」という。）の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者（以下この条において「移管先受託取引参加者等」という。）へ移管することとなったときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 第6項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他<u>本所</u>又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、<u>本所</u>又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることができない。</p>

変 更	現 行
<p>(ギブアップの要件等)</p> <p>第49条 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、<u>当社</u>が別に定める要件を満たし、かつ、あらかじめ<u>当社</u>の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者の承諾（「テイクアップ申出」という。以下同じ。）があることを条件にこれを行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委託者が付替元受託取引参加者に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、<u>当社</u>が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての委託者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(ギブアップの要件等)</p> <p>第49条 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、<u>本所</u>が別に定める要件を満たし、かつ、あらかじめ<u>本所</u>の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者の承諾（「テイクアップ申出」という。以下同じ。）があることを条件にこれを行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委託者が付替元受託取引参加者に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、<u>本所</u>が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての委託者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 付替元取引参加者の自己の計算により成立した売買約定が、<u>当社</u>が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元取引参加者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元取引参加者が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。</p> <p>4 付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、<u>当社</u>が付替先取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先取引参加者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。</p>	<p>(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 付替元取引参加者の自己の計算により成立した売買約定が、<u>本所</u>が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元取引参加者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元取引参加者が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。</p> <p>4 付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、<u>本所</u>が付替先取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先取引参加者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。</p>

変 更	現 行
<p>5 (略)</p> <p>(遠隔地仲介取引参加者に係るギブアップの特例)</p> <p>第52条の2 第48条から前条までの規定は、<u>当社</u>の業務規程に基づき、遠隔地仲介取引参加者及び海外顧客に適用する。</p> <p>2 次の場合において必要な手続は、その都度<u>当社</u>が指示する。</p> <p>(EFP取引による取引の委託)</p> <p>第53条 委託者は、業務規程に定めるEFP取引により取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合、当該取引の成立については<u>当社</u>が承認したものに限るものとする。</p> <p>2 委託者は、前項の委託を行うに当たっては、受託取引参加者が定める日時までに<u>当社</u>が別に定める事項が記載された現物取引（<u>当社</u>が別に定める上場商品構成成分と交換可能な商品現物型ETFを含む。以下同じ。）の売買契約書の写しを受託取引参加者へ提出するものとする。</p> <p>3 委託者は、<u>当社</u>の指示に基づき受託取引参加者からEFP取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(立会外取引による取引の委託)</p> <p>第54条 委託者は、業務規程に定める立会外取引により取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合、当該取引の成立については<u>当社</u>が承認したものに限るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委託者は、<u>当社</u>の指示に基づき受託取引参加者から立会外取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>5 (略)</p> <p>(遠隔地仲介取引参加者に係るギブアップの特例)</p> <p>第52条の2 第48条から前条までの規定は、<u>本所</u>の業務規程に基づき、遠隔地仲介取引参加者及び海外顧客に適用する。</p> <p>2 次の場合において必要な手続は、その都度<u>本所</u>が指示する。</p> <p>(EFP取引による取引の委託)</p> <p>第53条 委託者は、業務規程に定めるEFP取引により取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合、当該取引の成立については<u>本所</u>が承認したものに限るものとする。</p> <p>2 委託者は、前項の委託を行うに当たっては、受託取引参加者が定める日時までに<u>本所</u>が別に定める事項が記載された現物取引（<u>本所</u>が別に定める上場商品構成成分と交換可能な商品現物型ETFを含む。以下同じ。）の売買契約書の写しを受託取引参加者へ提出するものとする。</p> <p>3 委託者は、<u>本所</u>の指示に基づき受託取引参加者からEFP取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(立会外取引による取引の委託)</p> <p>第54条 委託者は、業務規程に定める立会外取引により取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合、当該取引の成立については<u>本所</u>が承認したものに限るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委託者は、<u>本所</u>の指示に基づき受託取引参加者から立会外取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。</p>

変 更	現 行
<p>4 (略)</p> <p>(直接接続者の遵守事項等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 直接接続者は、直接接続方式により取引の委託又は取引の委託の取次ぎの委託を行うに当たっては、<u>当社</u>が直接接続細則において定める体制等を整備しなければならない。</p> <p>3 直接接続者は、<u>当社</u>又は受託取引参加者若しくは取次者から、直接接続方式に供される取引端末装置、前項に規定する体制等その他直接接続方式による取引に関する事項について説明及び資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(特定会員による証拠金等の一体管理)</p> <p>第61条 特定会員（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条に定める特定会員をいう。）である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。）は、<u>当社</u>の開設する商品市場における取引に係る口座及び株式会社大阪取引所の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項第1号に定める取引をいう。以下同じ。）に係る口座（商品関連市場デリバティブ取引以外の取引が行われないよう適切な措置が講じられている口座に限る。）を設定した委託者を対象に、証拠金等の一体管理（<u>当社</u>が別に定める取扱いをいう。）を行うことができる。</p> <p>2 前項の取扱いについて必要な事項は、<u>当社</u>が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第16章 指数先物取引</p>	<p>4 (略)</p> <p>(直接接続者の遵守事項等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 直接接続者は、直接接続方式により取引の委託又は取引の委託の取次ぎの委託を行うに当たっては、<u>本所</u>が直接接続細則において定める体制等を整備しなければならない。</p> <p>3 直接接続者は、<u>本所</u>又は受託取引参加者若しくは取次者から、直接接続方式に供される取引端末装置、前項に規定する体制等その他直接接続方式による取引に関する事項について説明及び資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(特定会員による証拠金等の一体管理)</p> <p>第61条 特定会員（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条に定める特定会員をいう。）である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。）は、<u>本所</u>の開設する商品市場における取引に係る口座及び株式会社大阪取引所の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項第1号に定める取引をいう。以下同じ。）に係る口座（商品関連市場デリバティブ取引以外の取引が行われないよう適切な措置が講じられている口座に限る。）を設定した委託者を対象に、証拠金等の一体管理（<u>本所</u>が別に定める取扱いをいう。）を行うことができる。</p> <p>2 前項の取扱いについて必要な事項は、<u>本所</u>が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

変 更	現 行
<p>(指定現物市場における売買に基づく決済)</p> <p>第62条 業務規程第165条第1項に定める米穀指数取引委託者又は米穀指数取引取次委託者は、同一の限月において反対の建玉を有する取引参加者、米穀指数取引委託者又は米穀指数取引取次委託者との間で、当月限取引最終日まで指定現物市場において売買を行ったときは、その旨を受託取引参加者又は取次者に申し出るものとする。</p> <p>2 取次者は、前項の規定に基づき、取次委託者から指定現物市場における売買を行った旨の申出を受けたときは、速やかにその旨を受託取引参加者に申出なければならない。</p> <p>3 受託取引参加者は、第1項又は前項の規定に基づき、委託者又は取次者から指定現物市場における売買を行った旨の申出を受けたときは、当社に対し速やかに業務規程第165条第1項に基づく申出を行わなければならない。</p> <p>4 第1項の申出は、指定現物市場における売買の日の翌々日(当該翌々日が当社の休業日である場合は、その直後の営業日)までの日時であって、同項の申出を受けた受託取引参加者又は取次者が定める日時までに行わなければならない。</p> <p>附則(令和6年6月21日)</p> <p>1 この受託契約準則の変更は、令和6年8月13日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の規定に基づく認可を受けた日(令和6年6月21日)のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>2 米穀指数取引の取引開始日は、この受託契約準則の変更の施行の日とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、同項に定める日に取引を開始することが適当でないとき当社が認める場合には、当社</p>	<p>(新設)</p>

変 更	現 行
<u>は、この受託契約準則の変更の施行の日以後の日を米穀指数取引の取引開始日とすることができる。この場合において、取引開始に際し必要な事項は、当社がその都度定める。</u>	